

令和3年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和4年1月5日

静岡市監査委員

同

同

同

遠藤 正方

白鳥 三和子

大村 一雄

佐藤 成子

# 目 次

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の主な実施内容	1
5	監査の実施場所及び日程	1
6	監査の結果	2
7	その他必要と認める事項	2

## 財政援助団体監査

1	監査の対象	4
2	監査の着眼点	4
3	監査の結果	4
4	意見	5
5	監査した補助金の概要	6

## 出資団体監査

1	監査の対象	7
2	監査の着眼点	7
3	監査の結果	7
4	意見	9
5	監査した団体の概要	13

## 1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

## 2 監査の種類

### (1) 監査の名称

令和3年度財政援助団体監査

令和3年度出資団体監査

### (2) 根拠法令

地方自治法第199条第7項及び地方自治法施行令第140条の7

## 3 監査の対象

### (1) 財政援助団体監査

#### ア 静岡市高等学校野球大会開催事業補助金

所管部局 観光交流文化局スポーツ振興課

団体 静岡市高等学校野球大会実行委員会

#### イ 静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金

所管部局 子ども未来局青少年育成課

団体 静岡地域青少年健全育成連絡協議会

### (2) 出資団体監査

#### ア 静岡市土地開発公社

所管部局 企画局企画課

#### イ 地方独立行政法人静岡市立静岡病院

所管部局 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課

## 4 監査の主な実施内容

### (1) 本監査

出資団体監査においては、監査委員による質疑を書面により実施した。

### (2) 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取を実施した。

## 5 監査の実施場所及び日程

監査の種類	実施場所	日程
財政援助団体監査	監査委員事務局執務室ほか	令和3年8月20日から
出資団体監査		令和4年1月5日まで

## 6 監査の結果

### (1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から5及び各監査の着眼点のとおり監査した限り、対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が重要な点において、当該財政的援助等の目的に沿って行われていた。

### (2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

財政援助団体監査及び出資団体監査の各監査において、指摘事項があったので、適切な措置を講じられたい。

なお、各監査の着眼点、監査の結果等及び監査対象の概要については後述する。

## 7 その他必要と認める事項

例年、財政援助団体監査及び出資団体監査と同時期に実施し、これらの監査と併せて結果の報告をしている指定管理者監査については、不特定多数の者に供される施設の管理運営状況を現地で確認する必要があることから、本年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて実施を見送った。

### 用語説明

#### 1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

#### 2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

【参考】

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第8号まで 略

- 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第1号及び第2号 略

- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

第4号から第8号まで 略

- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

## **財政援助団体監査**

### 1 監査の対象

- (1) 静岡市高等学校野球大会開催事業補助金
  - 所管部局 観光交流文化局スポーツ振興課
  - 団体 静岡市高等学校野球大会実行委員会
- (2) 静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金
  - 所管部局 子ども未来局青少年育成課
  - 団体 静岡地域青少年健全育成連絡協議会

### 2 監査の着眼点

- (1) 所管部局関係
  - ア 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
  - イ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。また、補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等見直しをする必要のあるものはないか。
  - ウ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。
- (2) 団体関係
  - ア 事業は、計画及び交付条件等に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
  - イ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

### 3 監査の結果

監査した結果、2件の指摘事項及び3件の指導事項が見受けられた。所管部局においては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

なお、指導事項については「令和3年度財政援助団体等監査指導事項」により別途通知する。

#### **【指摘事項】**

- (1) **金銭出納簿の作成漏れについて**（静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金）

市準公金取扱基準では、その取り扱う準公金ごとに金銭出納簿又は準公金受払簿を備え付けることとし、準公金管理担当者及び準公金管理補助者は、原則として月に1回、金銭出納簿又は準公金受払簿と預金口座通帳又は準公金の現物を突合することにより、準公金の額又は数量の確認をし、準公金管理責任者の確認を受けなければならないこととされている。

しかし、所管課は、金銭出納簿を作成しておらず、準公金の額について、月に1回の準公金管理責任者の確認を受けていなかった。

## (2) 公文書の不適切な管理について（静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金）

市公文書管理規則によれば、公文書はその保存期間が満了するまで、所定の文書庫、保管庫等において適正に保存されなければならないこととされているが、次の2点の誤りが明らかとなった。

- ① 本件補助金交付に当たり市が補助事業者から収受し、又は作成した公文書と補助事業者が保存すべき文書が混在して一つの簿冊に編てつされており、公文書が不適切に管理されていた。
- ② 所管課は、令和2年5月11日付けで「令和2年度静岡地域青少年健全育成連絡協議会第1回役員会議事の報告について(伺い)」の文書を文書管理システムで起案し、回議をしていた。しかし、当該文書は所管課が事務局を兼ねている静岡地域青少年健全育成連絡協議会の会長名で発出する文書であり、補助事業者の文書を公文書と同様に文書管理システムで処理してしまっていた。

## 4 意見

### 所管課が補助事業者の事務局を兼ねた場合の事務の取扱いについて

今回監査対象とした補助金の対象団体である静岡市高等学校野球大会実行委員会及び静岡地域青少年健全育成連絡協議会については、双方とも団体の構成員としての市の所管課が事務局を担当し、実際には事務局事務を所掌する係が、市への補助金交付申請事務や団体の出納事務などを行っていた。また、担当者は別にしてのものと同じ係が、市が補助事業者に対して行う補助金交付決定事務や補助金交付確定事務などについても行っていた。その結果、同一の係が、補助金の交付申請等の事務と補助金の交付決定等の事務の両方を担当することとなっていた。

監査委員が監査を実施した過程において、指摘事項とした公文書と補助事業者の文書の保管及び処理方法の混在や、指摘事項にまで至らなかったものの文書の決裁における市の所属長と補助事業者の事務局長の立場の混在など、それぞれの立場の違いが明確に自覚されているとは言い難い状況が見受けられた。

市の所管課が補助事業者の事務局を担うことで、事務処理が複雑化し、さらに、補助金交付事業に対するけん制機能が働きにくくなる。このように補助金を交付している所管課が補助事業者の事務局を兼ねる事例は全庁的に見られることから、適正な事務事業の執行を確保するための対策を市全体で講ずるべきである。

5 監査した補助金の概要

静岡市高等学校野球大会開催事業補助金

財政 援助 団体	名称	静岡市高等学校野球大会実行委員会
	事務局所在地	静岡市葵区追手町5番1号
	設立年月日	平成3年4月1日
	収支の状況	収 入 822,510円 支 出 822,510円 収支差引額 0円
補助 金 の 概 要	補助事業の目的	市内の高等学校の野球チームの競技力向上を図り、高等学校間の交流を深めることを目的とする。
	補助金額	822,510円
	補助対象となった事業	実行委員会が大会開催事業として実施する事業（準備のための事業を含む。）で、市長が必要があると認めるもの。

※ 収支の状況及び補助金額は、令和2年度実績を示す。

静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金

財政 援助 団体	名称	静岡地域青少年健全育成連絡協議会
	事務局所在地	静岡市清水区旭町6番8号
	設立年月日	昭和58年3月5日
	収支の状況	収 入 982,210円 支 出 976,045円 収支差引額 6,165円
補助 金 の 概 要	補助事業の目的	青少年の健全育成及び非行防止を推進することを目的とする。
	補助金額	873,000円
	補助対象となった事業	静岡地域青少年健全育成連絡協議会が実施する青少年健全育成事業で、市長が必要があると認めるもの。

※ 収支の状況及び補助金額は、令和2年度実績を示す。



## 出資団体監査

### 1 監査の対象

#### (1) 静岡市土地開発公社

所管部局 企画局企画課

#### (2) 地方独立行政法人静岡市立静岡病院

所管部局 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課

### 2 監査の着眼点

#### (1) 所管部局関係

ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

イ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

#### (2) 出資団体関係

ア 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

ウ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

エ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

### 3 監査の結果

監査した結果、2件の指摘事項及び4件の指導事項が見受けられた。所管部局においては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

なお、指導事項については「令和3年度財政援助団体等監査指導事項」により別途通知する。

#### 【指摘事項】

##### 附帯事業として実施する月極臨時駐車場事業について（静岡市土地開発公社）

静岡市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公社が保有する土地の貸付けに関して、公益財団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）との間で静岡市土地開発公社保有土地の貸付けに関する協定書（以下「協定書」という。）を取り交わし、これに基づいて当該貸付けに係る業務を協会に所属する業者に委託している。このうち1件の委託契約について2件の不備があった。

①公社が公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項第3号に

規定する附帯業務を実施するに当たり、業務内容に応じて附帯業務を効率的かつ効果的に実施することを目的に宅地建物取引業界の事情に精通している協会と協定書を取り交わし、協会の推薦を受けた業者に附帯業務を委託すること自体は、一定の合理性があると認められる。

協定書第3条及び第4条によれば、公社の保有する土地の貸付業務に関し委託する必要がある場合は、協会へ業者の推薦を依頼し、協会が推薦した業者と契約を締結することになっている。しかし、令和2年度以前から単年度契約を継続して締結している紺屋町月極臨時駐車場貸付業務委託について協会への推薦依頼の状況を調べたところ、令和元年度分と平成20年度分以外に確認することができなかった。

この点について公社に確認したところ、「委託の必要性が生じる場合」とは、新たに土地の管理を委託する場合又は新たな事業者に管理を委託する場合をいうのであって、前年度に引き続き同一業者に委託する場合は該当しないとのことであり、これは協会とも共通認識であるとのことであった。

協会の推薦を受けた業者に附帯業務を委託することについて一定の合理性が認められることは先に述べたところであるが、委託の期間が長期間になると、業者を選定する理由に当該業者に対する現時点での協会の評価が反映されているとは言い難く、単独随意契約を締結し続けることの合理性は相当低くなる。

静岡市土地開発公社会計規程第10条では、「契約については、静岡市が行う契約の例による。」と規定されており、また、令和2年度紺屋町月極臨時駐車場貸付業務委託に係る公社の決裁文書の「6 契約の方法及びその理由」には、随意契約の根拠として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当と記載してある。随意契約を締結する場合に静岡市と同様の理由を求めるのであれば、一度推薦を受けた業者と長期にわたり単独随意契約を締結し続けることは、静岡市の契約の例に照らせば適切とはいえない状態である。

②令和2年度紺屋町月極臨時駐車場貸付業務委託に係る公社の決裁文書を確認したところ、積算金額の項目に、委託料の積算金額が記載されており、同決裁文書には当該積算金額と同額になる、協会から推薦を受けた契約相手方の見積書が添付されていた。

この積算金額の項目について公社に確認したところ、契約相手方を協会の推薦により決めるという性質上、委託料については公社が協会と協議をして決めており、添付された契約相手方の見積書はあくまで参考見積として取得したものであるという説明を受けた。

協会から推薦を受けた相手方と契約を締結するという契約の性質上、委託料を協会と協議して決めることについては理解できるが、決裁文書には積算金額の記載と契約相手方の見積書が添付されているだけで、公社が説明した内容のことは一切記載されていなかった。

その結果、必要な情報が記載されていない決裁文書により決裁が行われていたことになり、正しい意思決定ができなくなるリスクや、第三者による監査、担当者が変わった場合の事務の引継ぎや協会との協議が適正に行われないうリスクが見受けられた。

#### 4 意見

##### (1) 静岡市土地開発公社

###### 長期保有土地の処分について

公社の経営に関しては、公社の更なる経営の健全化と地域活性化事業への積極的な活用を図るため、関係部局によって構成される静岡市土地開発公社経営健全化対策委員会において「静岡市土地開発公社の経営健全化等に関する計画」（以下「経営健全化計画」という。）が策定されている。第3期の経営健全化計画では、長期保有土地の計画的な処分等を掲げ、第3次静岡市総合計画（以下「3次総」という。）との整合性を図るため、計画の終期を3次総の終期である令和4年度末に合わせている（平成28年度から令和4年度までの7年間）。

そのような中、長期保有土地の計画的な処分について、公社及び企画課に対して課題の整理状況と今後の方針について確認したところ、一部事業が進捗しているものを除き、いつまでに結論を出すかなどの明確な回答は得られなかった。公社において、土地取得時に金融機関から資金調達した借入金に対する支払利息（以下「支払利息」という。）を抑制するため、公社資金を活用した一時的な立替えを行うことなどにより市の負担軽減に努めている点は評価できるところであるが、長期保有土地の中には、下表のとおりいまだ事業化の目途が立たないものもある。これらは早期に方針を決定しなければ、支払利息は累増し続けることとなり、それは市の負担が今後も継続していくことを意味する。

(表) 早期の方針決定が必要と考えられる長期保有土地

No.	事業名称	地積 (㎡)	簿価 (百万円) (R 2年度末時点)	取得年度	事業所管課
1	駅北自転車等 駐車場用地	275.10	336	H 9・H12	交通政策課
2	清水駅周辺 市街地再開発 事業代替地	349.03	155	H 5	清水駅周辺整備課
3	新川公園整備 用地	877.86	261	H 3・H 6	公園整備課
4	日の出再開発等 公共事業代替地	772.18	91	H 4	産業振興課
計		2,274.17	843		

社会情勢や行政需要の変化により、土地の先行取得に係る当初の事業計画を大幅に見直したり、廃止したりする必要がある事業が出てくることは否定できない。しかし、そうであれば、適切な時期に必要な対応を取るべきである。

そして、総合計画の策定及び進行管理、公有地の取得方針及び利用方針の決定並びに公社に関することを所管している企画課には、処分までの長期保有土地の適切な管理について出資元として公社を適切に指導監督し、かつ、先行取得に係る土地の所管局や財政局をけん引し、及びこれらと連携し、庁内での議論を深め、市民から問題を先送りしていると指摘されないよう、長期保有土地を解消していくことが求められる。その上で、現在策定中の第4次静岡市総合計画や同計画と計画期間を合わせ策定されるであろう次期経営健全化計画の中で、長期保有土地の処分や利用に関する具体的な方針が示されていることを期待する。

## (2) 地方独立行政法人静岡市立静岡病院

### ①障害者雇用促進の取組について

静岡市立静岡病院（以下「静岡病院」という。）は、地方独立行政法人化により個別に障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率が義務付けられることとなった。平成30年4月1日から法定雇用率が2.5%へと引き上げられた中、静岡病院ではこれを達成していなかったため、令和元年末までに4名、令和2年末までに更に4名を採用し、令和2年末までに2.5%を達成することを目標とする「障害者雇入れ計画書（H31.4.1～R2.12.31分）」を作成し、平成31年3月に公共職業安定所へ提出した。

令和元年末までには計画どおり4名を採用し、障害者雇用率1.86%となったが、仕事や職場環境に慣れることができずに退職に至る例も多い状況であったことから、静岡病院では令和2年に入り採用後の定着率向上のために様々な取組が実施されていたことを確認した。

まず、求人に際しては、面接試験実施前にハローワークと共催で病院見学会を実施し、勤務場所であるワークステーションの仕事内容について写真付きの資料で分かりやすく説明するとともに、ワークステーションスタッフによる作業の現場を実際に見学してもらっていた。またその後、見学会参加者の中から希望者に対し1週間程度の実習を行うなどして、勤務に対する不安を事前に取り除くための取組がなされていた。

採用後の勤務環境においては、令和2年4月から専用の執務室を整備し、スタッフからの相談に対応したり、勤務全般に係る管理・指導を行ったりする障害者業務支援員を配置するとともに、同年10月にはスタッフの公募によりワークステーションを「虹色ステーション」と命名し、ロゴも作成するなど職場に対する愛着を深める取組も行われており、勤務環境の改善が図られていた。

新規採用スタッフのサポート体制としては、必ず先輩スタッフが同じ作業と一緒にいき、仕事に慣れるまでは1週間に1回業務日誌を書いてもらい、仕事で苦労したこと、難しかったこと、不安に感じることを確認し、シフトの配慮や体調確認など、障害者業務支援員が適宜作業に付き添いながら個別相談を行う体制が取られていた。

以上のような取組がなされた結果、令和2年末には静岡病院の障害者雇用率は2.8%となり、目標を上回る成果を上げた。令和3年3月1日からは、法定雇用率が2.6%に引き上げられたところであるが、令和3年10月末時点においても、暫定的に法定雇用率を上回る雇用を維持している状況であり、評価すべき点である。

静岡病院のこれらの取組については、障害者雇用率が課題となっている本市においても参考とすべき点が多くあることから、保健衛生医療課は総務局に積極的に情報提供をするとともに、静岡病院においては、引き続き障害者雇用の促進に取り組まれない。

## ②地方独立行政法人化したことによる効果の検証について

静岡病院は、平成28年4月1日に地方独立行政法人へ移行したが、その理由として、地方独立行政法人静岡市立静岡病院中期目標（第1期）前文には「環境の変化に即したスピード感ある対応が必要となり、そのためにはより現場に近いところでの確かな意思決定を行い、市の組織としての法律上の制約を受けることなく、迅速・柔軟に環境の変化に対応できるようにするもの」と掲げられていた。そこで、今回の監査では、地方独立行政法人化から5年が経過した今、移行の効果について確認をした。

まず、静岡病院の大きな特徴の1つである感染症医療については、県内唯一の第1種感染症指定医療機関として、いち早く新型コロナウイルス感染症患者受入体制を構築し、中等症・重症患者を中心に受け入れ、患者最大時には看護師50人/日規模の24時間体制で対応し、治療を実施している。新型コロナ関連医療機器として、県内で最も早くECMO（エクモ/体外式膜型人工肺）を適用した治療を行い、症例経験を他院へ情報提供・共有するなど、迅速な意思決定に基づくこれらの対応は特筆すべきものであり、今後また感染拡大の事態が生じた場合等にも活かされる経験となるものである。

また、救急医療の提供については、救急搬送患者数は市内最多、重症患者受入実績は県内最大値であり、また、救急搬送患者応需率は市内で最も高く、まさに「断らない救急」を実践し、本市の救急医療の中心的な役割を果たしていることが確認できた。なお、新型コロナウイルス感染症専用病床を確保し、積極的な対応を行っていた中でも救急搬送患者数が市内最多であったことには、市内の救急医療を支える静岡病院の強い使命感と相当の努力を見て取ることができる。

プロパー職員に対する人材育成プランの未構築や、医師住宅の今後の活用の在り方等の課題はあるものの、これまでの静岡病院の歩みが総じて順調であったことがうかがえた。

地方独立行政法人制度の基本として、地方公共団体から法人への事前関与・統制を極力排除し、事後チェックへの移行を図り、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保することに重きを置いており、法人は、人員配置及び予算執行の面で柔軟な対応が可能となっている。このコロナ禍において、静岡病院が一般患者への対応に支障を来すことなく、新型コロナウイルス感染症患者への迅速な対応を行うことができたのは、地方独立行政法人化したことによる効果であったといえることができる。

保健衛生医療課においては、静岡病院に対する地方独立行政法人法に基づく適切な業務実績評価を継続し、必要な施策を講ずるとともに、静岡病院が地方独立行政法人化したことによる効果を、常に最大限発揮することができるような連携・協力体制を構築することが望まれる。

この体制のもと、静岡病院が市民の必要とする高度で良質な医療を安定的、継続的に提供するという公的使命を果たし、地域医療を支える基幹病院として、本市の掲げる「健康長寿のまちづくり」の一翼を担っていくことを期待する。

5 監査した団体の概要

静岡市土地開発公社

設立年月日	昭和48年11月1日
所在地	静岡市葵区追手町5番1号
設立目的	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、土地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。
基本財産	20,000,000円（全額静岡市からの出資金）
組織	理事長1人、副理事長1人、理事8人、監事2人、職員3人
事業(定款に記載された事業)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。</li> <li>2 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。</li> <li>3 前記1、2の業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ol>
経営成績・財政状態	貸借対照表、損益計算書は、別表1及び2のとおり

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	令和2年度	令和元年度	増減
固定資産	0	0	0
流動資産	3,452,871,231	3,527,147,886	△ 74,276,655
資産合計	3,452,871,231	3,527,147,886	△ 74,276,655
固定負債	0	0	0
流動負債	3,266,393,536	3,340,670,191	△ 74,276,655
負債合計	3,266,393,536	3,340,670,191	△ 74,276,655
資本金	20,000,000	20,000,000	0
準備金	166,477,695	166,477,695	0
資本合計	186,477,695	186,477,695	0
負債及び資本合計	3,452,871,231	3,527,147,886	△ 74,276,655

【別表2】損益計算書

(単位：円)

科目	令和2年度	令和元年度	増減
事業収益	1,081,647,672	184,917,649	896,730,023
事業原価	1,070,802,404	173,836,244	896,966,160
事業総利益	10,845,268	11,081,405	△ 236,137
販売費及び一般管理費	28,733,272	29,324,455	△ 591,183
事業損失	17,888,004	18,243,050	△ 355,046
事業外収益	17,888,004	18,243,050	△ 355,046
経常利益	0	0	0
当期純利益	0	0	0

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。



地方独立行政法人静岡市立静岡病院

設立年月日	平成28年4月1日
所在地	静岡市葵区追手町10番93号
設立目的	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、地域の医療機関との役割分担及び連携のもと、静岡市の医療施策として求められる救急医療、高度医療等を提供することにより、医療の水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。
基本財産	4,919,483,623円（全額静岡市からの出資金）
組織	理事長1人、副理事長2人、理事6人、監事2人、職員913人
事業(定款に記載された事業)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療を提供すること。</li> <li>2 医療に関する調査及び研究を行うこと。</li> <li>3 医療に従事する者に対する研修を行うこと。</li> <li>4 医療に関する地域への支援を行うこと。</li> <li>5 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。</li> <li>6 前記1～5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ol>
経営成績・財政状態	貸借対照表、損益計算書は、別表1及び別表2のとおり

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	令和2年度	令和元年度	増減
固定資産	10,717,412,236	11,127,482,005	△ 410,069,769
流動資産	9,072,304,591	7,484,917,935	1,587,386,656
資産合計	19,789,716,827	18,612,399,940	1,177,316,887
固定負債	10,613,239,425	10,549,047,923	64,191,502
流動負債	2,692,815,854	2,801,534,500	△ 108,718,646
負債合計	13,306,055,279	13,350,582,423	△ 44,527,144
資本金	4,919,483,623	4,919,483,623	0
利益剰余金	1,564,177,925	342,333,894	1,221,844,031
純資産合計	6,483,661,548	5,261,817,517	1,221,844,031
負債及び純資産合計	19,789,716,827	18,612,399,940	1,177,316,887

【別表2】損益計算書

(単位：円)

科目	令和2年度	令和元年度	増減
営業収益	21,805,451,715	20,368,401,095	1,437,050,620
営業費用	19,659,519,848	19,577,401,737	82,118,111
営業利益	2,145,931,867	790,999,358	1,354,932,509
営業外収益	278,101,381	196,141,209	81,960,172
営業外費用	1,156,439,573	968,397,091	188,042,482
経常利益	1,267,593,675	18,743,476	1,248,850,199
臨時利益	0	4,120,834	△ 4,120,834
臨時損失	45,749,644	57,126	45,692,518
当期純利益	1,221,844,031	22,807,184	1,199,036,847
当期総利益	1,221,844,031	22,807,184	1,199,036,847

※ 各表中の負数は、「△」で表示した。